

新ごみ処理施設設計・施工監理業務

仕 様 書

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合

第1章 総則

本仕様書は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下、「甲」という。）が発注した「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）における 設計・施工監理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

甲が発注する、本業務の受託者（以下「乙」という。）は、本事業の建設工事請負事業者（以下「丙」という。）が行う設計・建設業務に関し、甲が本事業の入札公告に際して配布した入札説明書、要求水準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）並びに丙グループが提出した事業提案書、甲、丙グループの事業契約書（基本契約書、建設工事請負契約書（契約交渉事項を含む））に基づき丙の業務が適切に履行されているか監理を行う。そのために乙は、実施設計監理業務、施工監理業務を実施するとともに、丙が実施する業務に伴う様々なトラブルや契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスを適時甲に提供し、地方自治法に定める「契約の適正な履行を確保するため」に必要な支援を行なうものとする。

2 業務の名称

新ごみ処理施設設計・施工監理業務

3 業務場所

伊豆市佐野字川久保地内

4 対象事業名

伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業

5 対象事業の概要

施設規模	41 t / 日 × 2 炉 (82 t / 日)
処理方式	全連続運転焼却式 (ストーカ式)
発電設備	有 (エネルギー回収率 15.5%以上)
稼働開始年月	令和4年10月
運営方式	DBO方式

6 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで

7 用語の定義

- (1) 監督員（甲）とは、甲が指名した組合職員等をいい、乙が現場に派遣する技術者を監理員（乙）という。
- (2) 指示とは、甲の発議により、監督員（甲）が乙に対し、監督員（甲）の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、乙から発議された事項を監督員（甲）が了解することをいう。
- (4) 協議とは、監督員（甲）と監理員（乙）が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 報告とは、設計施工監理等業務の遂行に係る事項について、乙が甲に対して、書面をもって報告を行うことをいう。
- (6) 立会とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員（甲）がその場に臨むことをいう。
- (7) 検査とは、施工の各段階で、監理員（乙）が確認した施工状況や材料の試験結果等について、建設事業者等（丙）より提出された資料に基づき、監督員（甲）が設計図書との適否を判断することをいう。

8 業務の範囲

本仕様書は、下記の業務に適用する。乙は、本仕様書に定めないものであっても、業務の遂行上必要と思われるものについては、監督員（甲）の指示により実施するものとする。

- ・新ごみ処理施設設計・施工監理業務

9 疑義

本仕様書の記載事項及び業務の遂行上、疑義が生じた場合は速やかに甲と協議し、甲の意図を十分に理解したうえで、業務を遂行するものとする。

10 業務内容の変更

業務の遂行上、甲が必要であると認めた場合、甲と乙の協議により内容を変更するものとする。

11 機密の保持

乙は本業務の遂行上、知り得た事項については第三者に漏らしてはならない。

12 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料について、甲が所有している資料については乙に貸与することができるものとする。乙が資料の貸与を受けた場合には、貸与を受けた資料についてリストを作成したうえで、甲に提出し、業務の完了とともに返却することとする。

13 提出図書

乙は、業務の着手、期間中及び完了に際し、次の書類を提出し、甲の承諾を受けるものとする。なお、承諾された事項を変更しようとする場合には、その都度、甲の承諾を受けなければならない。また、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ甲と協議のうえ作成すること。

(1) 乙は、業務の着手に当たって下記の書類を提出しなければならない。

	書類	部数
1	業務着手届	1部
2	工事施工監理工程表	1部
3	総括技術者、現場代理人及び各担当技術者の名簿及び経歴書	1部
4	業務計画書	1部
5	緊急時連絡表	1部
6	下請人一覧表	1部
7	下請人通知書	1部
8	各種資格証明書(写)	1部
9	年度別請求額明細書	1部
10	その他必要なもの	必要部数

(2) 乙は、業務の期間中において、下記の書類を提出しなければならない。

No	書類	部数
1	施工監理日誌及び月間報告書	1部
2	打合せ記録簿(定例、一般)	1部
3	各年度業務委託報告書(令和元、2、3、4年度)	1部
4	その他必要なもの	必要部数
5	上記を記録した電子データ類(DVD-R等)	1部

※ 2～4については丙の作成資料確認による対応等とする。

(3) 乙は、業務の完了時において、下記の書類を提出しなければならない。

No	書類	部数
1	委託業務完了届	1部
2	その他監督員が指示する書類	必要部数
3	業務委託報告書(業務期間)	1部
4	上記を記録した電子データ類(DVD-R等)	1部

14 設計施工監理等業務の基本原則

- (1) 本業務は、次の基本原則により行うものとする。
- ①実施設計監理、施工監理は、甲、乙の共同監理とし、乙は監督員（甲）を補助するものとする。
 - ②乙は、工事の問題点等を把握し、甲に対して適切な技術助言を行うものとする。
 - ③乙は、工事現場に臨み、甲の意を体して厳正に工事を監理するものとする。
 - ④工事期間中、乙は常に工事全般に関する疑義に応じられるよう、工事現場、事業者募集書類、丙グループの事業提案書、事業契約書、実施設計図書等に精通し、工事の進捗を促進するものとする。
 - ⑤乙は、丙への指示事項は原則書面で行うものとし、指示事項は甲に速やかに報告するものとする。
 - ⑥工事中及び工事竣工後、各工作物が各々の機能を本来の目的に沿って、充分果たしうるよう円滑な指導を行うものとする。
 - ⑦本業務の遂行にあたっては、静岡県業務委託共通仕様書のほか関係法令を遵守すること。

15 監理員の体制

- 1) 乙は、業務着手にあたって監理員（乙：現場派遣技術者）を選定し、監督員（甲）の承諾を受け、変更する場合も同様に承諾を受けなければならないものとする。また、乙が配置する監理員（乙）の中から建築基準法に必要な工事監理者を選定すること。
- 2) 乙は、本体施設建設工事着工後、監理員（乙）が原則として不在となることがないように計画するものとし、この常駐計画について、あらかじめ甲に提出し承諾を受けるものとする。
- 3) 監理員（乙）は、土木・建築工事、建築設備工事、プラント機械設備工事及びプラント電気計装工事の工事監理に必要な資格、知識と経験を有する専門技術者としてすること。
- 4) 甲は、監理員（乙）の工事への助言、指導等が著しく不相当であると認められる場合は、理由を明示して、乙に対してその交替を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに必要な措置を講じなければならないものとする。

16 常駐の形態

監理員（乙）の常駐の形態は、次のとおりとする。

- (1) 常駐期間中の監理員（乙）の勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。但し、現場の状況等により監督員から指示された場合は、特段の理由がない限り時間外勤務を行うものとする。

- (2) 常駐期間中は、土、日、祝日等を除く平日を現場常駐勤務とする。土、日、祝日等についても現場の状況に応じて勤務するものとするが、これに伴う業務委託料の変更はない。

17 監理員の配置及び資格

(1) 配置

乙は、監理業務を行うにあたり、受託期間中、以下に掲げる技術者を配置するものとする。また、あらかじめ登録資格等を証明できる書類（技術士登録証の写しなど）を提出することとする。また、監理員（乙）の種類は、常駐監理員又は重点配置監理員とする。このうち、「常駐監理員」とは、「16 常駐の形態」に示す勤務形態で配置する者とし、重点配置監理員とは、各々の業務に対し重点的に配置する者とする。

本業務にあたる総括責任者には、ごみ処理施設の整備及び運営事業について、十分熟知している技術者を配置するものとし、副総括責任者及び各担当技術者から業務報告を受けて、常に円滑、的確に監理業務の実施がなされていることを確認し、甲に報告するものとする。

- ①総括責任者（管理技術者）
- ②副総括責任者（建築担当）（⑤イとの兼務可）
- ③副総括責任者（プラント担当）（⑧又は⑨との兼務可）
- ④副総括責任者（土木担当兼業務調整担当）
- ⑤土木建築技術者
 - ア 重点配置監理員
 - イ 常駐監理員
- ⑥建築機械設備技術者（⑦との兼務可）
- ⑦建築電気設備技術者
- ⑧プラント機械設備技術者
- ⑨プラント電気・計装技術者

なお、兼務可とした監理員において兼務を行う場合、兼務する監理員は両方の資格・実績を満たすものとする。また、①～④については、再委託を禁止する。

(2) 資格

- ①総括責任者（管理技術者）

重点配置監理員とする。直接雇用関係が3ヶ月以上の者で、業務の総括にあたる等、全体の監理を行うに必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理又は廃棄物管理計画））の資格を有する者であり、かつ、一般

廃棄物を対象とした発電設備を有する焼却施設建設工事(ストーカ式焼却方式(「ストーカ+灰溶融方式」も可)に限る。)で発電設備を有するものに限る。)の工事施工監理業務並びにPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務の実務経験を有する者であること。加えて、PFI事業、DBO事業又は長期包括運營業務委託事業の運営モニタリング業務の実務経験を有する者であること。

②副総括責任者(建築担当)

重点配置監理員とする。直接雇用関係が3ヶ月以上の者で、PFI事業又はDBO事業で整備された公共施設の工事施工監理業務ならびにPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務の実務経験を有し、建築士法で定める一級建築士の資格を有する者であること。また、本工事の建築物の申請にあたって建築基準法に基づく工事監理者として配置するものとする。

③副総括責任者(プラント担当)

重点配置監理員とする。直接雇用関係が3ヶ月以上の者で、業務の総括に当たる等、全体の監理を行うに必要な経験を有し、技術士法に定める技術士(衛生工学部門(廃棄物管理または廃棄物管理計画))の資格を有する者であり、かつ、一般廃棄物を対象とした発電設備を有する焼却施設建設工事(ストーカ式焼却方式(「ストーカ+灰溶融方式」も可)に限る。)で発電設備を有するものに限る。)の工事施工監理業務の実務経験を有する者であること。

④副総括責任者(土木担当兼業務調整担当)

重点配置監理員とする。直接雇用関係が3ヶ月以上の者で、土木工事の工事監理業務及び、総括責任者、副総括責任者並びに担当技術者の監理報告書の業務調整に当たるものとし、廃棄物処理施設の設計・施工・運営一体型事業に関する知見を有し、技術士法に定める技術士(建設部門)の資格を有する者であること。加えて、一般廃棄物を対象とした発電設備を有するごみ焼却処理施設の工事施工監理業務ならびにPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務の実務経験を有する者であること。

⑤木建築技術者

ア 重点配置監理員

建築士法で定める構造設計一級建築士の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした発電設備を有するごみ焼却処理施設の設計施工監理業務の実務経験を有する者であること。

イ 常駐監理員

建築士法で定める一級建築士の資格を有する者で設計施工監理業務の実務経験を有する者であること。常駐期間は土木工事着工時から試運転開始までの期間とする。

⑥建築機械設備技術者

重点配置監理員とする。建築士法で定める一級建築士又は建築設備士の資格を有し、設計施工監理業務の実務経験を有する者であること。

⑦建築電気設備技術者

重点配置監理員とする。建築士法で定める一級建築士又は第二種電気工事士の資格を有し、設計施工監理業務の実務経験を有する者であること。

⑧プラント機械設備技術者

プラント工事着工以前を重点配置監理員、プラント工事着工以後を常駐監理員とする。技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理又は廃棄物管理計画））又は、建設業法で定める一級管工事施工管理技士で、かつ、一般廃棄物を対象とした発電設備を有するごみ焼却処理施設の設計施工監理業務の実務経験を有する者であること。

(9) プラント電気・計装技術者

重点配置監理員とする。第二種電気主任技術者で、かつ、一般廃棄物を対象とした発電設備を有するごみ焼却処理施設の設計施工監理業務の実務経験を有する者であること。

18 書類の備付け、整理

乙は、次に掲げる書留、帳簿等を現場に備付け、これを整理しておくものとする。

No	書類名称	No	書類名称
1	契約書の写し	9	打合せ記録簿
2	要求水準書	10	月間出来高調書
3	事業提案書（提案設計資料を含む）	11	試験に関する書類
4	環境影響評価書及び同資料編	12	検査に関する書類
5	施工計画書	13	工事写真記録
6	実施工程表	14	工事監理日誌
7	気象表	15	その他必要な書類、帳簿等
8	発生材調書		

19 業務遂行にあたり適応すべき基準及び参考とすべき資料等（最新版）

No	資料等名称
1	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
2	建築工事標準詳細図（国土交通省）
3	建築設計基準（国土交通省）
4	建築構造設計基準（国土交通省）
5	火力発電所の耐震設計規定（日本電気技術規格委員会）
6	建築設備計画基準（国土交通省）
7	建築設備設計基準（国土交通省）
8	公共建築工事積算基準（国土交通省）
9	公共建築数量積算基準（国土交通省）
10	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
11	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
12	公共建築設備改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
13	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
14	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
15	公共建築設備改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
16	公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
17	建築工事監理指針（国土交通省）
18	電気設備工事監理指針（国土交通省）
19	機械設備工事監理指針（国土交通省）
20	その他関係法令による。

20 打合せ及び会議録

- (1) 乙は本業務を適正かつ円滑に実施するために、甲と密接な連絡をとるものとする。なお、打合せや会議を実施した場合は、打合せ終了後速やかに議事録を提出し監督員の承諾を受けるものとする。また、乙は本業務の実施に関する甲との協議日程等については、可能な限り甲の指示に従うよう努めなければならない。
- (2) 甲、乙、丙による週間工程会議については、原則として毎週1回以上実施するものとし、乙は、丙に指示事項等を的確に示さなければならないものとする。
- (3) 定例会議（毎月2回）には、乙の総括責任者又は副総括責任者が必ず出席しなければならない。

21 工程管理等

乙は本業務を遂行する上で、その工程に変更の必要が生じた場合には、直ちに変更工程表を提出すると共に、甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。

22 業務の完了

乙は甲による成果品の検査に合格後、成果品を納品するとともに、履行完了届の提出をもって、業務の完了とする。検査の結果、成果品に不備又は誤りがあった場合には、甲は訂正等を指示するものとする。指示された訂正等については、甲が指定する期日までに実施し、納品しなければならない。

23 環境に配慮する共通事項

- (1) 業務に必要な用紙等の消耗品は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行維持の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他、環境に配慮した業務の遂行に努めること。

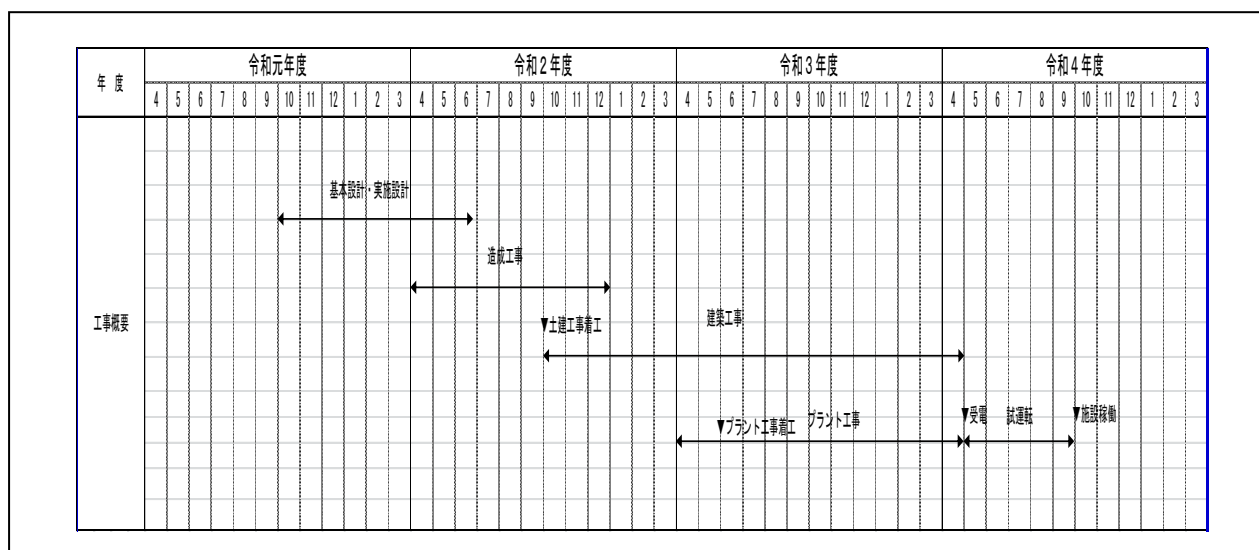
第2章 特記仕様書

1 実施設計監理業務

(1) 業務方針

乙は、丙が作成する実施設計図書等が、事業者募集図書、事業提案書並びに事業契約書（契約交渉事項を含む）のすべての事項を確実に反映し、かつ関係する法令及び諸規定を遵守したものであるかについて審査し、甲に対し必要な支援を行うものとする。

なお、本事業が DBO 方式により実施されることに留意し、基本設計及び実施設計図書の審査に当たっては常に運營業務委託への影響の検討も行うものとする。また、設計・施工工程（案）を以下に示す。



(2) 業務内容

- ①業務の実施にあたり、諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑なる進捗を図ること。
- ②事業者募集図書、事業提案書の内容を踏まえ、実施設計図書を審査すること。
- ③実施設計図書審査にあたっては甲の意図とするところを実施設計に反映するよう審査、指導すること。審査する実施設計図書は次のとおりとする。
 - ア 土木関係実施設計図書（設計計算含む。）
 - イ 建築関係（意匠・構造・設備）実施設計図書（ 〃 ）
 - ウ 建築機械設備関係実施設計図書（ 〃 ）
 - エ 建築電気（計装）設備関係実施設計図書（ 〃 ）
 - オ プラント機械設備関係実施設計図書（ 〃 ）
 - カ プラント電気・計装設備関係実施設計図書（ 〃 ）
 - キ 実施設計図書に関する内訳書（ 〃 ）

- ④実施設計監理業務実施に伴い発生したトラブルや契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスの提供を行うこととする。また、弁護士による法務対応が必要となった場合には、甲乙の協議によるものとする。
- ⑤その他実施設計監理に必要な業務

(3) 定例会議等

- ①定例会議等を18回以上、甲の監督員の立会いの上、開催するものとし、丙に改善指示事項を的確に指示する。定例会議等には総括管理責任者若しくは副総括責任者及び協議内容に応じた主たる担当技術者又は事前に甲に承諾を受けた代理者のいずれかを必ず出席させるものとする。
- ②打合せ結果及び改善指示事項は、必ず記録し保存（丙の作成資料の確認含む。）すること。

2 施工監理業務

(1) 業務方針

本施設が実施設計監理業務で審査した実施設計図書等に適合し、適切に施工されるよう丙に対し管理・指導並びに審査を行うものとする。
また、工期中の各種検査の立会い等を行うものとする。

(2) 業務内容

- ①交付金交付申請書等提出図書審査（内業）
- ②製作承諾・施工承諾等図書審査（内業）
- ③現場監理（外業及び内業）
 - ア 施工計画、工程の審査及び助言
 - イ 材料、仕上見本の検討・確認及び報告
 - ウ 現場の作業方法、仮設方法及び工事用機械器具等の確認及び報告
 - エ 施工及び施工検査の立会い
 - オ 機器の受入検査
 - カ 工事の安全衛生並びに災害及び公害防止に関する丙の指導
 - キ 丙の提出する書類の審査及び報告
 - ク 工事施工に関する関係機関に提出する書類の審査
 - ケ 中間及び竣工検査立会い
 - コ 丙の作成する竣工図、取扱説明書、試運転報告書、引渡性能試験報告書、単体機器試験成績書、工事写真等完成図書の審査
- ④引渡性能試験立会
総括責任者、副総括責任者（土木建築担当）または建築技術者、副総括責任者（プラント担当）またはプラント機械設備技術者のほかそれぞれ必要な技術者を配置す

ること。

⑤工場検査立会

国内5回程度の実施を想定する。

⑥出来高審査

⑦実績報告書審査

⑧事務補助業務

甲が行う、本施設の建設工事に係わる対外的な協議の補佐や各種説明資料作成の補助等を行うこと（会計検査対応を含む。）。

ア 関係官庁等への各種協議資料作成補助

イ 各種調整会議・打合せ等への出席

ウ その他事業進捗に必要と思われる対応策等の企画立案補助

⑨施工監理業務実施に伴い発生したトラブルや契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスの提供を行うこととする。また、弁護士による法務対応が必要となった場合には、甲乙の協議によるものとする。

(3) 定例会議等

①定例会議等を48回以上、甲の監督員の立会いの上、開催するものとし、丙に改善指示事項を的確に指示する。定例会議等には総括管理責任者若しくは副総括責任者及び協議内容に応じた主たる担当技術者又は事前に甲に承諾を受けた代理者のいずれかを必ず出席させるものとする。

②打合せ結果及び改善指示事項は、必ず記録し保存（丙の作成資料の確認含む。）すること。

3 業務分担

監督員（甲）と監理員（乙）の業務分担は表－1に基づくものとする。

表1 設計施工監理業務分担表

業務区分	監理員（乙）			立 会	監督員（甲）		
	立会及び作成	調 査	報 告		協 議	承諾又は確認手続	手 続
工事請負関係書類		○	○		○	○	○
施工工程表審査		○	○		○	○	
施工監理日誌	○	○	○			○	
打合せ議事録（設計・工事）	○	○	○			○	
実施設計図書審査		○	○			○	
交付金交付申請書審査		○	○			○	○
計画通知審査（建築基準法18条）		○	○			○	○
関係官公署申請届出等審査		○	○			○	○
改善・指摘事項報告書（施工計画、実施設計審査）	○	○	○		○	○	○
施工計画書審査		○	○			○	
工事日報及び月報		○	○			○	
施工図及び承認図審査		○	○			○	
施工要領書審査（据付等）		○	○			○	
材料照査	○	○	○	○	○	○	
材料検査	○	○	○	○	○	○	
品質管理調書		○	○			○	
品質管理試験	○		○			○	
施工検査・試験	○		○		○	○	
施工立会	○		○		○	○	
施工検査・試験報告書		○	○			○	
工場検査要領書・報告書審査		○	○			○	
改善・指摘事項報告書（施工図、承諾図審査）	○		○		○	○	○
設計変更等の報告		○	○		○	○	
出来高報告		○	○			○	
緊急処理	○	○	○		○	○	○
発生材等の処理	○	○	○		○	○	
性能試験要領書審査		○	○			○	
取扱説明書審査		○	○			○	
試運転報告書審査		○	○			○	
竣工検査及び出来形検査	○	○		○		○	
工事目的物の損害等	○	○	○		○	○	
施工図書審査		○	○		○	○	
実績報告書審査		○	○		○	○	
その他必要業務	甲・乙協議による						
立会及び作成	立会及び作成とは、工事が承諾された図書の内容のとおり施工されているか否かを立会により確認し、書類を作成することをいう。						
調 査	調査とは、監督員（甲）の承諾、確認、手続を必要とする事項について、あらかじめ設計図書と照合し、内容の適否を確認することをいう。						
報 告	報告とは、立会及び作成を行った件及び調査を行った件について、乙が甲に対して、書面により報告を行うことをいう。						
確 認	確認とは、乙が調査、報告した件及び甲、乙が立会及び作成した件に対し確認することをいう。						
手 続	手続とは、監理員（乙）及び監督員（甲）が作成、確認した書類のうち、必要なものについてその手続を行うことをいう。						